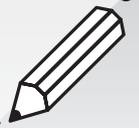


第1回 労災保険制度



元労働基準監督官 酒井 康之

はじめに

今年（2025年）は昭和元年から数えて100年。日本がポツダム宣言を受け入れ太平洋戦争が終結したのが昭和20年（1945年）であることから、日本が民主主義国家として再スタートしてから80年、ということとなる。

終戦まもない混乱の中、早くも昭和22年4月7日に労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」）が施行され、労働者の就業に伴う傷病に対する保険による補償制度が整備された。改めて先達のご労苦に頭が下がる思いがするとともに、現在もなおこの制度が多くの労働者やそのご家族の生活救済に寄与していることを思えば感慨深いものがある。

本稿ではこの労災保険法を中心に、労働災害に関する補償のあらましについて述べていきたいと思うが、あくまでも「入門編」として気軽に眼を通していただければ幸いである。

1 労働基準法と労災保険法

労働基準法は、労働者の労働時間や賃金などに関する労働条件の最低基準を定めた我が国の労働関係法令の根幹をなす代表的な法律の一つであるが、この法律の施行は昭和22年4月7日である。・・・と言えば、お気づきの通り、上記の労災保険法の施行と同時に、ということになる。実のところ、これは単なる偶然ではなく双方の法律が切っても切れない関係にあることに由来している。

労働基準法ではその第8章において、労働災害に関する補償は使用者の責務である

ことが明確に示されており、具体的には、「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。」（労働基準法第75条第1項）

という療養補償に関する規定がそれである。罰則を伴うこの規定が法律に明文化された意義は大きく、さらに労働基準法では

- ・休業補償（同法第76条）
- ・障害補償（同法第77条）
- ・遺族補償（同法第79条）
- ・葬祭料（同法第80条）
- ・打切補償（同法第81条）

といった労働者の業務上傷病の状態や死亡に伴う様々な補償に関しても使用者が実施すべきことを明記している。

ここでまた、「おや？」とお気づきの方も多と思う。ここに規定された使用者の補償の内容は労災保険法による補償給付と酷似しているのではないかと。という点である。

まさにその通りであって、実はここには次のようなからくりがある。

それは同じく労働基準法の中の、「この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法（中略）に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行われるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。」（同法第84条第1項）

という規定の存在である。

すなわち、労災保険法に基づく補償給付が行われるケースにおいては、労働基準法で規定された「使用者の補償義務」は免責するというものであり、この抱き合わせが2つの法律が同時施行とされた必然的な理由であることと併せ、労災保険料が「全額使